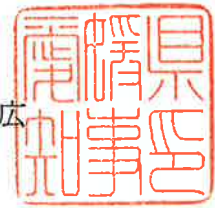


25 環第 403 号
平成 25 年 8 月 16 日

経済産業大臣 茂木 敏充 様

愛媛県知事 中村 時広



新居浜北火力発電所建設計画環境影響評価方法書
に対する意見について

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 10 条第 1 項及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 7 第 1 項の規定により、別紙のとおり標記方法書に対する意見を提出します。

なお、電気事業法第 46 条の 8 第 1 項の規定に基づき、特定事業者に勧告をするに当たっては、本意見の趣旨が十分に勘案されますよう御配慮願います。

新居浜北火力発電所建設計画環境影響評価方法書 に対する知事意見

1 事業計画

- (1) 発電所の建設計画地、規模（出力）、燃料種及び発電方式について、決定に至った背景、経緯及び必要性について、環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）において可能な限り詳細に示すこと。特に、規模（出力）の算定根拠について可能な限り定量的に示したうえで、必要に応じて規模の縮減を図ること。
- (2) ボイラー、ガスタービン、LNG タンクなど主要設備の大きさ等の諸元が明らかにされていないことから、準備書においては、それらの構造図や配置図を可能な限り詳細に示すこと。また、主要設備の中に排煙脱硝装置や排水処理槽等の処理設備も盛り込むこと。
- (3) 栈橋の建設工事に伴う環境影響については予測評価の対象とされていないが、当該工事に伴い大気質、水質及び海生動植物等への影響が懸念されることから、特段の理由がない限り、栈橋の建設工事を影響要因として、大気質、水質及び海生動植物等の環境要素について、適切に予測評価すること。
- (4) 工事用資材搬出入及び建設機械稼働に伴う窒素酸化物や粉じんの予測時期について、影響が最大となる時期が選定されているが、当該時期を特定するためにも、準備書において、車種ごとの工事車両台数（月別）及び機械種ごとの建設機械の稼働台数（月別）について明らかにすること。
- (5) 事業実施に当たり、掘削等の土地改変が行われる計画であるため、準備書において、切土量及び盛土量並びに造成断面図等の造成に関する事項を示すこと。

2 大気質

- (1) 窒素酸化物の排出量低減のため、低 NOx 燃焼器や排煙脱硝装置が設置される計画であるが、準備書において、これらの使用による窒素酸化物の低減効果について、可能な限り定量的に示すこと。また、燃料（LNG）の調達先により、その性状が異なることにも留意すること。
- (2) ばい煙による環境影響の低減対策として、拡散目的で煙源を高くすることが知られているが、本計画の煙突高は 50m であり、他の環境影響評価法の対象となった火力発電事業と比較すると低いため、準備書においては、煙突高を 50m と決定するに至った経緯や根拠を明らかにするとともに、必要に応じて煙源を高くすること。
- (3) 大気質の予測評価について、ダウンウオッシュ及び逆転層形成時といった特殊気象条件下でなされる予定であるが、併せて「発電所に係る環境影響評価の手引（H19.1 経済産業省）」に基づき、ダウンドラフト（建物ダウンウオッシュ）時及び内部境界層発達によるフミゲーション発生時についても実施すること。
- (4) 事業実施区域周辺は、工場が集中立地する地域であり、大気汚染防止対策が特に必要であることに鑑み、今後の電力需給や各発電設備の劣化状況等を踏まえ、老朽化した火力発電設備を予備電源に位置付けるなど、事業者全体として、当該地域における大気質の改善や温室効果ガスの削減に資する取組を積極的に実施するよう努めること。

3 騒音・振動

施設の稼働（機械等の稼働）に伴う騒音及び超低周波音の評価の手法について、現況の増分についても適切に評価すること。

4 水環境

- (1) 発電設備の運転に伴い発生する排水について、排水量、水質、排水口の位置及び排水ルートについて、準備書において具体的に示すこと。
- (2) 発電所建設により、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸法」という。）の対象事業場である「住友化学（株）愛媛工場新居浜地区」から発生する汚濁負荷量が増大する場合、瀬戸法に基づく変更許可申請が必要となり、その際に併せて事前評価書（環境影響について調査した結果）が求められることに留意すること。
- (3) 排水量や排水口の位置等が不明のため、瀬戸法に基づく事前評価書の要否は不明であるが、仮に事前評価書が必要な場合、本方法書に記載の水質調査計画では、瀬戸法に基づく事前評価書としては不十分な点があるため、重複調査とならないよう、その点を含めて調査することが望ましい。

5 動物・植物・生態系

- (1) 猛禽類の調査に当たり、次の点を十分認識のうえ、注意して実施すること。
 - ・事業実施区域北側にある御代島には、ミサゴ（愛媛県・環境省：準絶滅危惧 NT）が営巣している可能性があること。
 - ・事業実施区域南側の丘陵地にはオオタカ（愛媛県：絶滅危惧Ⅱ類 VU・環境省：準絶滅危惧 NT）が生息している可能性があること。
 - ・事業実施区域周辺にハヤブサ（愛媛県：絶滅危惧Ⅱ類 VU・環境省：絶滅危惧Ⅱ類 VU）の生息が確認されていること、また、通常、ハヤブサは、岸壁の岩棚に営巣するが、他の事例からも計画地内の人工構造物にも営巣の可能性がないとはいえないこと。
- (2) 陸生動植物の調査ルートについて、LNG 導管施設工事等に伴い土地改変が行われる箇所があれば、当該箇所を調査ルートとして追加選定すること。
- (3) 動植物の調査に当たっては、必要に応じて専門家等の意見を聴取しつつ実施するとともに、実施した場合は、専門家の専門分野及び意見聴取内容について準備書に記載すること。

6 景観

事業実施区域近辺に住宅密集地域が存在しているため、近景の調査地点として直近民家を選定すること。

7 廃棄物等

発電設備の建設に当たり、地盤調査により安全性を確保するとともに、掘削工事に伴い発生する土壌については、土壌調査により有害物質が混入していないことを確認のうえ、有効利用すること。

8 温室効果ガス

- (1) 温室効果ガス排出削減に係る中期目標（2020 年又は 2030 年）については明確に定められていないものの、長期目標については「環境基本計画（H24.4.27 閣議決定）」により 2050 年までに 1990 年度比で 80%削減が設定されていることを考慮して、現時点で商用段階にある最高水準の熱効率を有する最新鋭の設備を採用するなど、実行可能な範囲で、温室効果ガス排出削減に努めること。
- (2) 今後、温室効果ガス排出削減に係る中期目標が国又は県において新たに設定された場合には、これとの整合を図ること。